

静岡県告示第267号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の表中

「静岡県立三方原学園 静岡県発達障害者支援センター」	を	「静岡県立三方原学園」	に、
「静岡県立農林大学校 ふじのくに茶の都ミュージアム 静岡県水産技術研究所」	を	「静岡県立農林大学校 静岡県立農林環境専門職大学 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部 ふじのくに茶の都ミュージアム 静岡県水産・海洋技術研究所」	に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。